

第8次群馬県保健医療計画一部改定版（案）の概要

群馬県健康福祉部医務課

1 計画変更の趣旨

- ・ 県民が将来にわたり良質かつ適切な医療を効率的・継続的に受けられる体制を確保するため、第8次群馬県保健医療計画（平成30年4月策定、計画期間6年間）を推進しているところ。
- ・ 平成30年の医療法改正により、現計画に次の事項を定めることとされた。
 - ①国が新たに定める医師偏在指標を基に、地域間の医師偏在是正を図るため、「医師の確保に関する事項（医師確保計画）」の見直しを行うこと
 - ②地域の外来医療機能に係る偏在や不足する機能への対応等を推進する観点から、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）」を新たに記載すること

2 計画一部改定版の位置付け

- ・ 医療法第30条の4に基づく都道府県計画の一部
- ・ 群馬県における医療分野の最上位計画の一部

3 計画一部改定版の期間

- ・ 令和2年度から令和5年度までの4年間
- ・ 令和6年度以降は、医師確保計画、外来医療計画とも3年ごとに見直しを行う。

4 計画一部改定版（案）の構成

構成	項目	記載事項（主な内容）
第1章 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画変更の趣旨 ・ 計画（一部改定版）の位置付け、期間等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間は4年間（本計画） ・ 次期以降は3年ごとに見直し等
第2章 医師数等の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口構造・動態 ・ 現在の医師数 ・ 医師偏在指標等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口推計・構造、県内医師数の状況 ・ 医師偏在指標やその患者流出入調整の考え方、調整後の結果等
第3章 医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師少数区域等の設定 ・ 医師確保の方針、確保を目指す医師数、目標達成のための施策 ・ 産科・小児科医師偏在対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師少数区域、医師少数スポットの考え方と設定 ・ 各医療圏の方針、確保を目指す医師数等 ・ 医師確保対策等
第4章 外来医療に係る医療提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来医師多数区域の設定 ・ 外来医療の協議の場設置 ・ 新規開業者等への情報提供等 ・ 医療機器の効率的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開業者等へ提供する外来医療機能の情報 ・ 二次保健医療圏で不足する外来医療機能、医療機器の共同利用方針等
第5章 推進・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画（一部改定版）の推進、評価・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の役割 ・ 計画の進行管理と評価、見直し等

5 医師確保計画について

(1) 医師多数区域等の設定

県において、「医師偏在指標（人口10万人対医師数を補正）」の全国上位、下位3分の1を基準として、二次保健医療圏単位で医師多数区域、医師少数区域を定める。併せて、国において同様の考え方により医師多数都道府県、医師少数都道府県を定める。

また、医師少数区域以外で局所的に医師が少なくアクセスが制限される等、継続的な医師確保が困難な地域を「医師少数スポット」と定め、医師少数区域と同等に取り扱う。なお、医師少数県や医師少数区域については、財政面等で重点的な支援が行われる。

【本県の状況】

医師多数区域等			医師少数スポット（※）
群馬県	医師少数県		・沼田市（旧利根村）
二次保健医療圏	医師多数区域	前橋	・利根郡みなかみ町（旧新治村）
	医師少数区域	渋川、吾妻、太田・館林	・多野郡上野村、神流町

※ 過疎地域のうち、へき地診療所が存在する地域又は無医地区で政策医療を提供する地域を設定。

(2) 医師確保の方針、確保を目指す医師数及び具体的施策

医師少数区域（県）等への重点的な医師配置がなされるよう、医療圏ごとに医師確保の方針や確保を目指す医師数を定め、目標を達成するためより実効的な施策を定める。

※ 医師少数県以外の都道府県は、他の医師少数県からの医師確保が抑制される。

【本県の医師確保の方針と目指す医師数】

①医師総数の増加、特に若手医師等の一層の確保を図る。	現状の医師数 (2016)	確保を目指す 医師数(2023)
②特に充実が必要な診療科(産科等)の医師確保に取り組む。		
③将来の医師不足を見据え長期的施策(地域枠等)も実施。		
	4,430人	4,663人 (全国中位を目指す)

(3) 目標を達成するための施策例

①医師の派遣調整等

- ・キャリア形成プログラムの適用を受ける地域医療枠医師等を、本人の同意を得つつ、医師少数区域等へ誘導

②キャリア形成プログラムの運用

- ・医師少数区域等への勤務に資するプログラムへの見直しを検討

③研修体制の充実、研修医確保

- ・オール群馬の体制で医師確保に取り組む「ぐんま総合医会」等において、臨床研修医合同オリエンテーション等を開催するほか、構成員をドクターリクルーターに任命
- ・県外からの研修医誘導のため、動画等により情報発信を強化

④勤務環境改善支援

- ・県医療勤務環境改善支援センターの運営、県医師会の「保育サポーターバンク」の支援

⑤その他の短期的な施策

- ・群馬大学と連携して群馬県地域医療支援センターを運営
- ・若手医師・医学生等のニーズを把握するため意識調査や意見交換等を実施

⑥地域枠等の設置（長期的な施策）

- ・令和3年度で終期を迎える群大医学部地域枠について大学に設置等を要請

⑦高校生対策（長期的な施策）

- ・本県出身医学生への情報発信強化のためメールマガジン登録を推進

⑧医師確保対策と一体的に取り組むべき施策

- ・医師の働き方改革、地域医療構想、ICT等の活用と一体的な医師確保対策を推進

（４）産科・小児科における医師偏在対策

産科や小児科については、その労働環境に鑑み、特に課題となっていることから、医師総数の確保対策等を推進する。

県全体及び周産期・小児医療圏ごとに医師確保の方針を定めるとともに、それぞれの圏域について医師偏在是正のための施策を定める。

【産科・小児科における本県の医師偏在対策の方針】

- | |
|--------------------------------------|
| ①周産期・小児医療圏を基本に、圏域内及び県内外の医療圏との連携体制を構築 |
| ②県全体で分娩を取り扱う産科医や小児科医を確保 |

6 外来医療計画について

二次保健医療圏ごとに「外来医療機能に関する協議の場」を設け、次の事項を協議

（１）新規開業者等への情報提供

国が示す「外来医師偏在指標（人口10万人対診療所医師数を補正）」等に基づき外来医療機能の地域偏在状況等を可視化し、新規開業者等が開業場所の参考とすることで、外来医療機能の偏在是正を促進する。

【本県の状況】

外来医師多数区域 (外来医師偏在指標が全国上位3分の1の区域)	前橋、高崎・安中、富岡、桐生
------------------------------------	----------------

（２）地域で不足する外来医療機能

各郡市医師会員への調査、協議の場での議論等を踏まえ、二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能（※）を検討。外来医師多数区域では、その不足する機能を担うよう新規開業者等に協力を求め、担うことができない場合は、必要に応じ、その理由等を確認する。

※ 夜間・休日の初期救急医療、在宅医療、公衆衛生に係る医療提供体制 など

（３）医療機器の効率的な活用（共同利用）

地域における医療機器の効率的な活用を推進するため、医療機器の共同利用について浸透を図る。本県における共同利用方針（※）を定め、今後対象機器の購入時に共同利用計画を作成し、区域でその内容を確認する。

※ 地域医療支援病院等において共同利用を推進するほか、新規購入者や、既に機器を保有し検査枠に余裕がある医療機関に対し、必要に応じて共同利用を勧める。

【参考】これまでの主な経過、今後の予定

保健医療計画の変更に当たっては、医療関係者等で構成する県保健医療計画会議で協議を行うほか、医師確保対策については県地域医療対策協議会、産科・小児科の医師偏在対策については周産期医療や小児救急医療の対策協議会構成員、また各圏域の協議会等の意見を反映しながら策定作業を進めている。

今後は、県民等から幅広く意見募集を行う。

時期	内容	摘要
R1. 7. 2	県保健医療対策協議会（１）	計画骨子（案）等を協議 ※「県保健医療計画会議」に会議名改称
R1. 7～8	各地域保健医療対策協議会等①（10 圏域）	計画骨子（案）等について説明
R1. 9. 6	県保健医療計画会議（２）	計画（素案）を協議
R1. 9～10	各地域保健医療対策協議会等②（10 圏域）	計画（素案）について意見聴取、協議
R1. 10	周産期医療や小児医療の協議会（意見照会）	計画（素案）について意見聴取
R1. 10～11	県地域医療対策協議会（複数回開催）	医師確保計画の対策（案）を協議
R1. 11. 6	県保健医療計画会議（３）	地域の意見を踏まえ計画（案）を協議
R1. 12	県議会（第３回後期定例会）	計画（案）の概要説明
R1. 12. 26 ～R2. 1. 24	パブリックコメントや市町村等への照会	県民意見等を反映
R2. 2	県保健医療計画会議（４）	計画（最終案）を協議
	県医療審議会	法定手続（諮問、答申）
	各地域保健医療対策協議会等③（10 圏域）	計画（最終案）を報告
R2. 3	県議会（第１回定例会）	議決を要する計画
	県保健医療計画の改定	告示、厚生労働省へ報告